

# 大田市地域おこし協力隊員募集要領

教育部石見銀山課

大田市は、島根県のほぼ中央に位置し、東は出雲市、西は江津市に接しています。

南は、国立公園三瓶山（標高 1,126m）、大江高山（標高 808m）などの山々が連なり、北側に面する日本海に向かって山間傾斜地が多く複雑な地形を呈し、およそ 46 kmにおよぶ海岸線は、起伏に富み風光明媚な景観を作り出しています。

また市内には、有形・無形の様々な文化財や、希少な自然環境が数多く存在しており、平成 19 年 7 月には「石見銀山遺跡」が世界遺産に登録され、令和元年 5 月には、石見地域 9 市町村の石見神楽などを構成文化財とした「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」が、令和 2 年 6 月には、石見銀山遺跡や三瓶山など火山に関連する 22 の文化財で構成する「石見の火山が伝える悠久の歴史」が日本遺産に認定されたところです。

近年、インバウンド需要が高まる中、令和 9 年に迎える世界遺産登録 20 周年に向けて、海外（主に英語圏）からの来訪者に石見銀山遺跡の魅力と価値を伝えることが必要です。そのため、インバウンド受入体制整備として、外国語通訳ガイドが必要であり、組織化及び受け入れ体制の構築を図るうえで、中心となる人材として、地域おこし協力隊員を募集します。

## 1. 募集人員

1 名

## 2. 所属先

大田市教育委員会

## 3. 募集条件

- (1) 年齢 20 歳から概ね 45 歳までの方（令和 6 年 4 月 1 日現在）
- (2) 性別 問いません
- (3) 居住地要件（現在お住いの住所地）  
三大都市圏をはじめとする都市地域等に住所を有する方、または、これまで地域おこし協力隊員として 2 年以上活動した経験があり、その解職から 1 年以内の方で、委嘱後、大田市に住民票を異動することができる方
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること
- (5) 英語ビジネスレベル（日常会話、コミュニケーション、英文メールのやりとりができる）
- (6) 日本語ビジネスレベル（電話応対、メール等のやり取りができる）
- (7) パソコンの操作（書類の作成、HP、SNS による情報発信等）ができること
- (8) 業務に対する意欲と情熱を持ち遂行できる方
- (9) 任期中は、大田市内に居住することができ、地域に愛着を持ち、地域活動に積極的に参加できる方
- (10) 任期終了後、大田市内での起業や就業、定住に意欲のある方

※地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当する場合は応募することができません。

## 地方公務員法

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考をうけることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(1 1) 下記は必須ではありませんが、資格、経験のある方を歓迎します

- ・全国通訳案内士の資格をお持ちの方
- ・外国語での通訳ガイドの経験のある方
- ・英語以外の語学スキルがある方
- ・営業の経験（業界不問）のある方

## 4. 業務内容

海外（主に英語圏）からの来訪者に石見銀山遺跡の魅力と価値を伝えるため、実際のガイド活動の支援やガイド講習会の開催を通して、仲間づくり、ネットワークづくりを行い、組織化を図る活動を行っていただきます。

### 1) 旅行者に対する外国語及び日本語を活用してのガイド支援

- ・石見銀山ガイドの会等のガイドに同行し、ガイド業務の支援・補助を行っていただきます。またガイドに必要な知識習得のため、石見銀山遺跡に関する研修会等に参加していただきます。

### 2) 外国語通訳ガイドの仲間づくり及びスキルアップ講座の企画運営

- ・団体、個人とのつながりや、ガイド支援、各種研修会やイベント等への参加を通じて、外国語通訳ガイドの仲間づくりをしていただきます。つながりづくり、仲間づくりにあたっては大田市教育委員会が取り次ぎや情報提供をするなど、サポートします。
- ・外国語通訳ガイド育成のための講座や研修会の企画・運営を行っていただきます。

### 3) 外国語通訳ガイドの活動の場の創出及び活動内容の広報

- ・外国語通訳ガイドの活動の場を創出するため、チラシやSNS等での広報活動、旅行会社等への営業活動を行っていただきます。旅行会社等への営業活動は（一社）大田市観光協会等と一緒に行っていただきます。
- ・外国語通訳ガイドの活動内容の市民向け周知のため、市広報誌、チラシ、SNS等での情報発信を行っていただきます。

- 4) 外国語通訳ガイドの組織化及び受け入れ体制の構築（主に3年目）
  - ・旅行会社等からのガイド依頼窓口の機能を有した外国語通訳ガイドの組織化に取り組んでいただきます。
- 5) その他、石見銀山遺跡の魅力とその価値理解促進に関する活動
  - ・その他、大田市教育委員会と一緒に石見銀山遺跡の魅力とその価値理解促進に関する活動を行っていただきます。

## 5.任期

任期は、委嘱の日から3年間とします。

## 6.任用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用

※会計年度任用職員は、地方公務員法上の服務に関する規程が適用されます。

※業務に支障のない範囲で、報酬を得て行うガイド活動、アルバイト等の兼業が可能です。

## 7.給与等

(1) 基本賃金（月額） 143,771円～173,561円

(2) 賞与（年2回・6月、12月支給） 年額3,475月分

(3) 社会保険等厚生年金、健康保険、雇用保険

※大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく、給与・手当が支給されます。

※基本賃金、賞与の支給月数等は令和6年4月1日現在のものであり、制度の改定により変更する場合があります。

## 8.勤務時間・休日・休暇

(1) 勤務時間

原則として8:30～17:15となります。

1ヵ月あたりの勤務日数または勤務時間は、17日または131時間45分となります。

(2) 休日

土曜日・日曜日・祝日、年末年始。

ただし、活動内容によっては休日に勤務することがあります。その場合は別の日への休日の振替対応になります。

(3) 休暇

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく休暇が付与されます。（年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等）

※年次有給休暇

任用後2ヵ月経過した日以降6ヵ月となるまでの間は段階的に最大で10日付与となります。1年6ヵ月後の付与以降は労働基準法の規定に基づいた日数を各年度4月1日に年度ごとに一斉付与します。

## 9. 活動経費、住居等

- ・ 隊員の活動経費（事務用品代、公用車使用に係る経費、出張旅費等）については、予算の範囲内で市が負担します。
- ・ 活動期間中の住居は、予算の範囲内で市が家賃を負担します。  
（令和6年度予算額：35,000円、市が貸主と賃貸借契約を締結できる場合に限る）
- ・ 引っ越しに必要な経費は各自負担となります。また、家具・家電等、必要なものはご自身で準備してください

## 10. 選考の流れ

### （1）応募方法

別紙「大田市地域おこし協力隊員応募用紙」にご記入のうえ、履歴書と住民票（応募時のもの、個人番号省略のもの）を添付して、下記の「応募・お問合せ先」に郵送または持参してください。

### （2）選考方法

書類審査及び面接審査を行います。

#### ①第1次選考（書類選考）

「大田市地域おこし協力隊員応募用紙」をもとに書類選考を行います。

選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

#### ②第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、島根県大田市内にて面接を行います。

面接の日時・場所等については、第1次選考の結果を通知する際にお知らせします。（5月下旬～6月中旬を予定）

#### ③最終選考結果

第2次選考終了後、選考結果を第2次選考受験者全員に文書で通知します。

なお、応募にかかる経費（書類申請・面接）はすべて応募者の負担となります。

また、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

## 11. 募集期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月15日（水）

※この要綱の「10. 選考の流れ（1）応募方法」に記載する大田市地域おこし協力隊員応募用紙、履歴書と住民票（応募時のもの、個人番号省略のもの）を令和6年5月15日（水）17時15分までに石見银山課へ必着。

## 12. その他

- （1）大田市は、歴史、文化、自然に恵まれた、たいへん環境の良い町ですが、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。
- （2）活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。

### 13. 応募・お問い合わせ先

大田市教育委員会教育部 石見銀山課（担当：大門（おおかど）、生越（おごし））

住 所 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

電 話 0854（83）8131

F A X 0854（84）9156

メール o-iwamigin@city.oda.lg.jp